

議案第 4 3 号

労働会館改修電気設備工事請負契約の変更について

労働会館改修電気設備工事請負契約（令和 6 年 3 月 1 8 日議決、令和 6 年 1 月 2 4 日市長の専決処分にて完成期限の変更）の一部を次のように変更する契約を締結する。

令和 7 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

4 の契約金額「1, 3 1 3, 5 1 0, 0 0 0 円」を「1, 4 6 1, 1 6 7, 4 0 0 円」に変更する。

参考資料

- 1 労働会館改修電気設備工事請負契約の締結について（令和6年2月13日提出、令和6年3月18日議決）

1	工 事 名	労働会館改修電気設備工事
2	工 事 場 所	川崎市川崎区富士見2丁目5番2号
3	契 約 の 方 法	一般競争入札
4	契 約 金 額	1, 3 1 3, 5 1 0, 0 0 0 円
5	完 成 期 限	令和7年12月22日
6	契 約 の 相 手 方	川崎市高津区子母口987番地 丸井・光陽共同企業体 代表者 株式会社 丸井電設 代表取締役 品田 勝之 構成員 株式会社 光陽電業社 代表取締役 小川 公利

- 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について（令和6年12月24日専決処分、令和7年2月13日提出）

市長の専決事項の指定第4項による専決処分	
変更前完成期限	令和7年12月22日
変更後完成期限	令和8年7月31日

3 変更理由

公共工事設計労務単価等の改定（令和 6 年 3 月）に伴う特例措置による契約金額の変更を行うとともに、地中埋設物の撤去に伴い、労働会館改修工事の完成期限の変更が生じ、また、本工事においても工事工程に影響が生じ、契約金額の変更を行うもの